

【評価区分とその評価基準】

(1) 評価区分

評価区分		評価内容
施設利用状況		施設の利用状況
事業収支		<ul style="list-style-type: none"> ・事業損益に赤字はないか ・業務目的に適合しない支出等はなかったか
職員配置		施設管理運営に必要な人員が協定書等により適切に配置されていたか
事業実施		施設目的に適合した市指定事業及び自主事業を目標（協定内容・指定管理者提案）どおり実施したか
管理運営全般		利用者の公平性の確保等 <ul style="list-style-type: none"> ・使用許可、減免等は適切に行われたか ・自主事業実施による利用制限等はなかったか等
協定・仕様等	施設の維持管理	清掃業務（通常・定期）、光熱水・燃料の使用、電気及び設備の保守及び定期点検、損害保険の加入、施設並びに付帯する設備の維持管理、その他関係設備の保守管理等
	サービスの維持向上	広報やホームページ等PR活動の実施、利用申し込み等の受付体制の確保、利用者からの苦情に対する対応等
	危機管理対策	個人情報の保護、消防設備の管理及び点検の実施、警備業務の実施（機械警備を含む）、利用者の安全確保のための巡回監視等の実施、事故発生時の対応体制の確保、けが人等発生した場合の処置台帳の整備、災害緊急時連絡網及び対応体制マニュアルの整備、避難（救助）訓練の実施等
	その他（上記区分以外）	施設利用状況の定期報告等
利用者評価		利用者アンケートや利用者からの評価・要望・苦情等

(2) 評価の基準

① 項目評価の基準（協定や仕様書等の項目ごとに評価）

評価	評価基準
5 (指定管理者要因による目標値以上)	目標値以上の結果が得られ、その要因が指定管理者のノウハウや努力等によるところが大きいと評価できる場合
4 (目標値以上)	・ 目標値以上の結果で評価できる場合（上記「5」以外） ・ 協定や仕様書等を遵守して適正に施設の管理・運営を行い、実施計画の目標値以上の結果が得られた場合
3 標準値（期待どおり）	・ 業務等が適切で目標値に達している場合 ・ 市の指導等を受けることなく協定や仕様書等に基づく施設の管理・運営を適切に行い、実施計画に基づく管理運営や事業の実施が期待どおりの水準の場合
2 (期待値をやや下回る)	・ 実施計画に基づく管理運営や事業の実施が目標値をやや下回る場合 ・ 協定や仕様書等に基づく施設の管理運営が、市の指導等を受け、概ね期待どおりの目標値に達した場合
1 (期待値を下回る)	・ 業務等が目標値を大きく下回り、サービスの水準を下回る場合（改善指導が必要） ・ 市の指導等を受けてもサービス水準を下回る改善点がある場合 ・ 実施計画に基づく管理運営や事業の実施が目標値を大きく下回り、サービスの低下に繋がる場合

※ なお、協定や仕様書等で締結事項がないものや、施設の特性により評価ができないものは、評価欄の「—」とする。

② 総合評価の基準（評価区分の5・4・3・2・1の数により評価）

評価	説明
A (期待値を上回る)	項目評価が「5」の他に「4」・「3」の場合。または、全て「5」の場合
B (期待値をやや上回る)	項目の評価が「4」・「3」の場合。または、全て「4」の場合
C 標準値（期待どおり）	項目評価が全て「3」の場合
D (期待値をやや下回る)	項目評価に「2」が1つでもある場合
E (期待値を下回る)	項目評価に「1」が1つでもある場合

- ・ 上記評価における総合評価が上位3ランク（A・B・C）の場合には、継続指定管理者として選定し、狛江市業者選定委員会の議を経て、決定する。
- ・ 上記評価における総合評価（5段階）が、下位2ランク（D・E）の場合は、改めて公募による選定を行うか、又は評価された現行指定管理者を除いて公募によらない選定を行う。なお、改めて公募を行う場合、評価された現行指定管理者がD評価の場合に限り、当該公募に参加できるものとする。